

鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鬼怒川・小貝川下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、関東地方整備局河川部（河川計画課、水災害予報センター）、下館河川事務所激甚災害対策特別緊急事業推進室及び茨城県鬼怒川流域緊急対策推進室が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年2月17日から施行する。

平成28年 月 日 改定

別表 1

結城市長

龍ヶ崎市長

下妻市長

常総市長

取手市長

つくば市長

守谷市長

筑西市長

つくばみらい市長

八千代町長

茨城県 生活環境部長

茨城県 土木部長

気象庁 宇都宮地方気象台長

気象庁 水戸地方気象台長

国土交通省国土地理院 関東地方測量部長

国土交通省関東地方整備局 河川部長

国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所長

別表 2

結城市 市民生活部長
龍ヶ崎市 危機管理監
下妻市 総務部長
常総市 市民生活部長
取手市 総務部長
つくば市 環境生活部長
守谷市 生活経済部長
筑西市 市民環境部長
つくばみらい市 総務部長
八千代町 総務課長
茨城県 生活環境部防災・危機管理課長
茨城県 土木部河川課長
気象庁 宇都宮地方気象台水害対策気象官
気象庁 水戸地方気象台水害対策気象官
国土交通省国土地理院関東地方測量部 防災課長
国土交通省関東地方整備局 河川部河川調査官
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所長